

# いまだに工事着工の条件は整っていません！

鴨川市と事業者により締結された「協定書」に加え、市議会、市民団体の意見を取り入れた「特記協定」を結ぶことになっています。その他、開発工事に先行して「有害獣対策用フェンスを設置する」こと、千葉県も事業者に対して「説明会などを開催し、住民の理解を得る」よう求めており、いまだに工事着工の条件は整っていません。

鴨川漁協、安房淡水漁協、鴨川の里山を守る会、鴨川サーフィンクラブ、鴨川の山と川と海を守る会は「説明会」の要件を県と市に提示し、行政指導するよう求めました。

1. 対象とする住民の範囲：近隣住民などと限定せず、一般市民をはじめ関心のあるものとする。
2. 開催場所：希望する市民らがすべて参加できる場所とする。
3. 説明資料：市民等にわかり易く、事業理解に必要な文章や図などを用意して配布し終了後に回収しないこと。
4. 説明会の運営：質疑応答を中心に時間などを配分する。
5. 開催日時：多くの人に参加しやすく配慮する。
6. 開催周知方法：事前に十分ゆとりをとり、周知を徹底する。

なお、上記 3. 4. 5. 6 については事前に私達と協議すること。

## 「特記協定市民案」を市長と市議会議長に提出

15項目にわたる修正案のうち特に問題な条文  
(撤去費用の積み立て)

### 協定書より(要約)

太陽光発電施設及び防災施設等が破損し、第三者に被害をもたらす恐れのある事象が発生した場合は、市が当該積立金により、災害復旧費用として活用し、迅速な対応を講ずるものとする。

### 市民案では(要約)

○撤去費用のほかに、事業者は、別途災害対策と災害の恐れのある事象への予防措置を目的とした費用を積み立てる。

○市が対応を講ずるのは緊急かつ事業者が対応することが不可能な特別の場合であり、災害発生時への対応は事業者が第1に対応することを原則とする。

## メガソーラー建設にともなう、森林開発の許可手続き

### → 開示資料からわかったこと

#### 実体のない事業者

林地開発許可を申請した「AS 鴨川ソーラーパワー合同会社」は、経済産業省の発電事業者(※)ではありません。

※ FIT 法の申請 (再生可能エネルギーの固定価格買取制度)の発電事業者認定では「IP 千葉鴨川ソーラー発電合同会社」という事業者名で登録。

「発電事業者認定」がなければ売電はできません。



#### 資金計画が示されていません

AS 鴨川ソーラーパワー合同会社は林地開発許可後も鴨川市に資金計画を示していません。公共的な事業責任を負える事業者なのか疑問です。(内浦「鴨川みらいソーラー株式会社」は、投資額約 100 億円について、着工の 6 ヶ月前から融資計画を公表しています)



#### 山の上に調節池!?

260mの山頂を削って200mの地点に10haの平坦地を造成し、洪水防止の池を作るのはリスクが大き過ぎると土木の専門家も指摘しています。千葉県は、この場所を「土石流危険区域」、国は「崩壊土砂流出危険地区」に指定しています。(山を崩した平坦地には、六価クロムを含有した固化剤を使わないと危ないような、かなり風化した部分もあります) 土砂災害の脅威をもたらす計画は NO !

#### ご存知? オンサイト(調節池)の造成計画



#### こんな数字も!!

\*本事業計画の買取価格は1kw36円、推定年間43億円を20年間、売電収入が事業者に。  
\*鴨川市に入る固定資産税は推定3億円。  
但し、国の地方交付税は減額され、実質は7500万円に。

#### 洪水防止ができるのか!

36万本の木を伐採し、土砂を切り盛りした造成地は、雨の吸収力が半減するので洪水を予防する調節池を作ることが義務付けられています。しかし今回の計画では、裸地同然のパネルを設置する部分も「森林並み」に扱って、調節池の容量を計算しています。これでは、ゲリラ的豪雨を想定するまでもなく、あきらかに容量不足です。

カンパ、ご支援、ご協力お願い致します

鴨川の山と川と海を守る会 <振込先> ゆうちょ銀行 00240-2-105182 鴨川つどいの会(鴨川の山と川と海を守る会)

http://mamorutsudo.net [連絡先] E-Mail : kamogawa.mamoru@gmail.com / TEL : 080-2333-1804 (今西)

★フェイスブック https://www.facebook.com/kamogawa.mamoru/

ネット署名 https://goo.gl/Bj29HQ

